

# 令和4年第6回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第6回臨時会
2	開会	令和4年11月28日
3	閉会	令和4年11月28日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	7件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 7件
8	その他	傍聴者 4名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和4年 第6回南幌町議会臨時会 会議録

令和4年11月28日(月)  
午前 9時30分開会

1. 出席議員

1番	内田 恵子	2番	佐藤 妙子
3番	熊木 恵子	4番	西股 裕司
5番	志賀浦 学	6番	本間 秀正
7番	石川 康弘	8番	加藤 真悟
9番	川幡 宗宏	10番	細川 美喜男
11番	側瀬 敏彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

8番	加藤 真悟	9番	川幡 宗宏
----	-------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉藤 隆	事務局主査	梶田 健太郎
------	------	-------	--------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	大崎 貞二	教育長	小笠原 正和
監査委員	白倉 敏美		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林 史典	総務課長	笠原 大介
まちづくり課長	藤木 雅彦	住民課長	藤田 雅章
保健福祉課長	佐藤 由美子	産業振興課長	岩本 聖
都市整備課長	黒島 滋規	会計管理者	蛭沢 千晴
病院事務長	渡部 浩二		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴木 潤也	生涯学習課参事	原田 光一
--------	-------	---------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長)	笠原 大介
-----------	-------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介
10. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり



議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました、令和4年第6回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

8番 加藤 真悟 議員、9番 川幡 宗宏 議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は11月28日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は11月28日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和4年10月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については御手元に配付したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

日程4 議案第52号から日程10 議案第58号の7議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程4 議案第52号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程5 議案第53号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程6 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程7 議案第55号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第6号)

●日程8 議案第56号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

●日程9 議案第57号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算

(第1号)

●日程10 議案第58号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

以上、7議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました、議案第52号から議案第58号までの7議案につきまして、提案理由を申し上げます。

始めに、議案第52号及び議案第53号につきましては、いずれも令和4年人事院勧告に鑑み、議会議員、常勤特別職について、期末手当の支給率を変更するため、本案を提案するものです。

次に、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、令和4年人事院勧告による国家公務員の給与改定を鑑み、本案を提案するものです。

次に、議案第55号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、あつたか灯油支給事業費の追加、歳入では、あつたか灯油支給事業に係る道支出金の追加、財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,407万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,423万2,000円とするものです。

次に、議案第56号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、歳入では、基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,820万2,000円とするものです。

次に、議案第57号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、歳出で人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加が主な理由です。その結果、収益的支出では既定予算に294万円を追加し、7億4,747万2,000円とするものです。

次に、議案第58号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与の改定等に係る追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億95万5,000円とするものです。

議案第52号から議案第54号につきましては総務課長が、議案第55号につきましては副町長が、議案第56号につきましては住民課長が、議案第57号につきましては病院事務長が、議案第58号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りま

議 長  
総務課長

すようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、始めに議案第52号、議案第53号の2議案について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和4年人事院勧告により、国家公務員に対する、改正給与法が成立したことを受け、本町においても職員の給与改定を行うことなどを鑑みて、議会議員、常勤特別職について、期末手当に係る支給率の引き上げを行うものでございます。なお、2議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第52号の説明をもって、議案第52号並びに議案第53号の説明とさせていただきます。

それでは、別途配布しております、議案第52号資料 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。期末手当、第5条第2項中、「100分の215」を「100分の220」に改めるものです。これにより、年間支給率が4.4か月となり、昨年度と比較して、0.1か月分が引き上げられます。

次に、附則・期末手当の特例、第24項として、令和4年12月支給分の期末手当に、6月支給分の新・旧支給率の差である0.1か月分を加算して支給することを加えるものでございます。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第52号、議案第53号の説明を終わります。

続きまして、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。令和4年人事院勧告による、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、職員の給与等の改定を行うもので、第1条は令和4年4月1日遡及適用分、第2条は令和5年4月1日からの施行分で、2つの条立てにより改正を行うものです。第1条関係は、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を平均0.3%増額し、さらに勤勉手当を0.1か月分引き上げるもので、令和4年4月1日に遡って実施するものでございます。第2条関係は、勤勉手当について、6月と12月における支給率の平準化を行うため、それぞれ支給率の改正を行うもので、令和5年4月1日から施行するものでございます。

それでは、別途配布しております、議案第54号資料新旧対照表をごらんください。

最初に、第1条による改正、令和4年4月1日遡及適用分の説明をいたします。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中、「100分の45」を「10

0分の50」に改めるものです。ここでは、一般職に係る勤勉手当を0.1か月分引き上げ、結果、期末・勤勉手当の年間支給率を4.4か月分に、また、再任用職員に係る勤勉手当は0.05か月分を引き上げ、年間支給率を2.3か月分とするものでございます。

次に、以降の別表につきましては、第5条関係の給料表を改正するものでございます。別表第1、1ページから6ページ上段にかけては、行政職給料表（一）です。大卒採用職員の初任給を3,000円、高卒採用職員の初任給を4,000円引き上げ、これを踏まえて、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、所要の改定を行うものでございます。この表の2ページ、高卒初任給は1級5号級で「150,600円」を「154,600円」に、大卒初任給は1級25号級で「182,200円」を「185,200円」に改定されます。

次に、6ページから10ページにかけては、別表第4、医療職給料表（二）で、町立病院の薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士などの適用表です。

次に、10ページ中段から16ページにかけては、別表第5、医療職給料表（三）で、町の保健師及び町立病院の看護師、准看護師などの適用表です。なお、医療職（二）及び（三）の給料表においても、行政職と同様の引き上げを行うものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。第2条による改正、令和5年4月1日施行分の説明をいたします。勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中、「100分の50」を「100分の47.5」に改めるものでございます。ここでは、第1条関係で説明しました、令和4年4月1日遡及適用に係る一般職0.1か月分及び再任用職員0.05か月分の勤勉手当の引き上げについて、令和4年度においては12月期分に加算して支給するとしたものを、令和5年度以降は、6月期と12月期において、勤勉手当の支給率の平準化を図り、均等に加算して支給する改正でございます。

附則（施行期日等）第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定は、令和4年4月1日から適用する。給与の内払、第3項につきましては、第1条の改正前の給与条例に基づいて支払った給与については、改正後の給与条例に基づき支払うべき給与の先払いとみなす規定でございます。最後に、規則への委任、第4項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

議 長  
副 町 長

副町長。

それでは、議案第55号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第6号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。一般会計補正予算、9ページをご



らんください。

1 款議会費 1 項 1 目議会費、補正額 2 7 万円の追加です。議会運営経費で、議会議員期末手当を 0. 1 か月分追加するものです。

次に、2 款総務費 1 項 1 目一般管理費、補正額 1 2 万 6, 0 0 0 円の追加です。一般管理経費で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の一般事務職報酬を追加するものです。

9 款職員給与費、補正額 5 9 4 万 9, 0 0 0 円の追加です。職員給与費で、人事院勧告による国の給与法改正に伴う、一般職、特別職、第 2 号会計年度任用職員の給与改定分及び一般職の職員異動分について追加するものです。次ページにまいります。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 7 1 9 万 4, 0 0 0 円の追加です。社会福祉総務経費で、燃料価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象として、1 世帯当たり 1 万 3, 0 0 0 円を助成する、あったか灯油支給事業に係る経費を追加するものです。対象世帯は 5 4 0 世帯を見込み、1 2 月中に初回の支給を行います。

7 目後期高齢者医療費、補正額 3 万円の追加です。後期高齢者医療事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の看護師、管理栄養士の報酬を追加するものです。

次に、7 款土木費 3 項 3 目公共下水道費、補正額 2 8 万円の追加です。下水道事業特別会計繰入金を追加するもので、後ほど下水道事業特別会計で説明いたします。次ページにまいります。

9 款教育費 1 項 3 目教育振興費、補正額 1 5 万 4, 0 0 0 円の追加です。特別支援教育推進事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の学習支援員、生活介助員の報酬を追加するものです。

次に、4 項 6 目生涯学習センター管理費、補正額 7 万円の追加です。生涯学習センター運営費で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の図書室職員の報酬を追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。8 ページをごらんください。

1 6 款道支出金、2 項 2 目民生費道補助金、補正額 5 0 万円の追加です。あったか灯油支給事業に係る地域づくり総合交付金です。

次に、1 9 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 1, 3 5 7 万 3, 0 0 0 円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ 1, 4 0 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 6 8 億 7, 4 2 3 万 2, 0 0 0 円とするものです。

以上で、議案第 5 5 号の説明を終わります。

住民課長。

続きまして、議案第 5 6 号 令和 4 年度 南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

なお、今回の補正予算につきましては、給与改定に伴い会計年度任用職員の報酬を追加するものです。

初めに、歳出から説明をいたします。8 ページをごらんください。

議 長  
住民課長

1 款総務費 5 項 1 目収納率向上対策事業費、補正額 5 万 3, 000 円の追加です。会計年度任用職員の一般事務報酬を追加するものです。

次に、5 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費、補正額 4 万 8, 000 円の追加です。会計年度任用職員の看護師、管理栄養士、保健師、それぞれの報酬を追加するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。7 ページをごらんください。

6 款繰入金 2 項 1 目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額 10 万 1, 000 円の追加です。財源調整のため追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ 10 万 1, 000 円を追加し、補正後の総額を 9 億 4, 820 万 2, 000 円とするものです。

以上で、議案第 56 号の説明を終わります。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

議案第 57 号 令和 4 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 1 号）を説明いたします。

初めに 3 ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち支出です。

1 款病院事業費用 1 項 1 目給与費、294 万円の追加です。人事院勧告による、国の給与法の改正に伴う、医師や医療技術員、看護師、事務員及び会計年度任用職員の給与改定分で、1 節給料から、次ページの 5 節退職給付費までの追加となります。1 ページにお戻り願います。

中段、第 2 条です。病院事業会計予算、第 3 条で定めた収益的支出の予定額につきまして、病院事業費用 294 万円を追加し、補正後の総額を 7 億 4, 747 万 2, 000 円とするものでございます。

12 ページをごらん願います。この結果、令和 4 年度、南幌町病院事業会計、予定貸借対照表における、7 剰余金、(2) ロ、当年度純利益は、支出の追加分 294 万円を減額し、2, 739 万 9, 000 円となります。1 ページにお戻り願います。

次に、第 3 条です。議会の議決を得なければ流用することのできない、利用することができない経費のうち、給与費を 294 万円追加し、4 億 6, 079 万 9, 000 円に改めるものでございます。

以上で、議案第 57 号の説明を終わります。

議 長  
都市整備課

都市整備課長。

それでは、議案第 58 号 令和 4 年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を行います。

初めに歳出から説明します。予算書 8 ページをごらんください。

1 款 1 項 2 目管理費、補正額 28 万円の追加です。2 節給料及び 3 節職員手当等では、人事院勧告による国の給与法の改正に伴う給与改定分と、職員異動分についての給与等の追加によるものです。

次に、歳入の説明を行います。7 ページをごらんください。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 28 万円の追加です。歳出で

説明いたしました管理費給与等の追加について、不足する分を一般会計繰入金から追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ28万円を追加し、補正後の総額を3億95万5,000円とするものです。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第52号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第6号)の質疑を行います。

3番 熊木 恵子 議員。

熊木議員 あったか灯油支給事業についてお尋ねします。先ほどの説明で、1万3,000円を540世帯にということでした。それで、昨年も聞いたかと思うんですけども、高齢者とか障がい者とか、申請手続きに困難を抱えている人とかにはどのような援助をされるのか、それちょっと1点伺いたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。困難を抱えている方等につきましては、高齢者におきましては、ケアマネジャー、また、障害を持たれている方につきましては、相談員が付いている場合が多くございますので、そちらのほうへの周知もいたしたいと考えております。また、日曜日、あと平日、夜間、こちら1日ずつですけれども、申請受付の窓口を開設する予定でございます。以上です。

議長 3番 熊木 恵子 議員。

熊木議員 今、保健福祉課長から答えていただきました。それで、案内の文書の中にそのようなことは通知されるのか、そこを1点だけお願いします。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

案内の文章にも、日曜日、あと平日の夜間の受付については記載をいたします。あと、ケアマネジャー等につきましては、会議等がございますので、そちらで周知してまいります。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

御質疑がありませんので、議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第58号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第52号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第53号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第55号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第56号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第57号 令和4年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第58号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時02分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_